

令和4年度札幌市保育人材イメージアップ事業 企画提案仕様書

1 業務名

令和4年度札幌市保育人材イメージアップ事業

2 事業目的

保育職を目指す次世代の人材を増やしていくことを目的として、進路や職業選択について考え始める中高生やその保護者、中高生の進路選択を支援する学校関係者等をメインターゲットとして、保育人材のイメージを向上させる施策の企画・運営を行う。

3 契約期間



契約日から令和5年3月31日まで

4 業務内容

令和4年度事業の目玉となるような新たなコンテンツ、イベント等の企画、運営を行うほか、令和3年度までに実施した事業のうち、効果的だった事業等を継続実施する。

受託者は、決定した事業内容に基づく制作、運営などの業務全般を行い、それに係る連絡調整及び費用の支払い等を行うこと。

また、全ての業務に共通して、本事業のシンボルマーク「#WE LIKE 保育!」、マスコットキャラクター「ほいくん」等を積極的に活用し、これらの認知度を高めること。

シンボルマーク 「#WE LIKE 保育!」		マスコットキャラクター 「ほいくん」	
---------------------------	---	-----------------------	---

(1) 令和4年度新規事業の企画・運営

令和4年度は、本事業のメインターゲットはもちろん、市民にも広く「保育のしごとをもっと知ってもらい、もっと興味をもってもらい」ことを目的として、「保育士、保育園児、保護者」など、保育にかかわる人たちを巻き込んで、「ともに創る、参加する」コンテンツ、イベントを企画・運営すること。新規事業のコンセプト・留意点等は、以下のとおり。

ア メインターゲットはもちろん、市民にも広く、保育のしごとをもっと知ってもらえる、もっと興味をもってもらえる事業とすること。

イ 保育士、保育園児、保護者など、保育にかかわる人たちを巻き込んで、「ともに創る、参加する」事業とすること。

ウ 「園児たちの、日ごろの活動・成果物などを目にし、感じる事ができる」コンテンツ、イベントとし、それによって、子育ての素晴らしさ、社会における保育の重要性を考えるきっかけにするとともに、それを支える保育職の尊さ、やりがいなどを感じる事ができるような事業とすること。

なお、新型コロナウイルス感染症の発生状況にかかわらず実施できるよう、特定の日だけに開催するようなスポット的なイベントは避けること。

【新規事業の例】

- 有名フォトグラファーを採用した、「こどもたちの未来を創る」保育従事者ポートレート写真展を開催
- 園児の日ごろの制作物を募集して、アーティストによる監修のもと、「こどもアート展」を開催
- プロスポーツクラブとのコラボグッズ等の制作、コラボイベントの開催 など

エ 単発のコンテンツ、イベントで終わるのではなく、それを基に、以下、(2)、(3)に示すように専用ホームページ、Web 広告などで継続的に活用できるような制作物を作成すること。なお、ポスター等の制作物を作成した場合は、市内の保育施設（約 600 施設）へ配布すること。また、制作物は、翌年度以降も活用できるものとする。

オ 過去に実施した事業の内容等と重複しないものとし、今年度事業の目玉となるような独自性を持たせること。これまでの事業実績等は、別添 1 「保育人材イメージアップ事業 実績一覧」のとおり。

カ 「話題性」も重視し、SNS の拡散や、マスコミ各社の目にも留まるような工夫をすること。

(2) 専用ホームページの運用等

本事業の専用ホームページ「#WE LIKE 保育！」において、(1)の新規事業に関連したコンテンツ等の企画、制作及び過去に制作したコンテンツの更新（一部削除、体裁の整理のみ）を行うこと。

【HP アドレス】 <http://www2.city.sapporo.jp/welikehoiku/>

(3) Web 広告の実施

(1)の新規事業に関連した広告用バナー、動画等を制作し、以下の Web 広告を実施すること。また、令和 4 年度は、TikTok 広告を追加すること。

なお、令和 3 年度に制作した広告用バナー（保育士診断、保育士白書）、動画（天才のつぶやき「くすつと編」「ほっこり編」各約 60 秒）も活用すること。全体の広告規模等は令和 3 年度以上とし、詳細は、札幌市と協議して決定するものとする。

【Web 広告の種類・令和 3 年度の実績（実施時期／広告表示回数）】

- ・LINE 広告 (10、12、1月／約2,000,000回)
- ・Google 広告 (10、12月／約1,450,000回)
- ・Yahoo! 広告 (10、12、1月／約4,580,000回)
- ・YouTube 広告 (10、12、1月／約380,000回)
- ・TikTok 広告 (新規追加)

(4) チカホ壁面広告、地下鉄まど上広告、シネアド等の実施

ア 上記(3)の Web 広告を優先するが、全体の費用、効果等を考慮し、実施を検討するものとする。詳細は札幌市と協議して決定すること。

イ 令和3年度の実績 (実施期間等)

- ・チカホ壁面広告 12/20～12/26、サイズ 2,060mm×14,560mm
- ・地下鉄まど上広告 10/11～10/17、B3 サイズポスター、440 枚
- ・シネアド
札幌シネマフロンティア 12/24～12/30、1/7～1/13
ユナイテッドシネマ札幌 12/24～1/6
※「#WE LIKE 保育！」15 秒 CM を放映

(5) 保育人材のイメージに関する市場調査の実施

高校生、中高生の子どもを持つ保護者、一般市民を対象として、保育士への就業志望率、保育士へのイメージ等を調査・分析し、報告書にまとめること。

実施規模、項目内容等は、令和2、3年度と同程度とすること。令和3年度の調査票、報告書は別添2「保育士イメージ調査報告書」のとおり

【令和2年度回答者数】高校生 250 人、保護者 150 人、一般市民 150 人

【令和3年度回答者数】高校生 400 人、保護者 300 人、一般市民 300 人

5 業務体制

受託者は、業務全体を統括し札幌市と連絡・調整等を行う者を1名配置すること。

6 備品等

受託者の負担において確保すること。

7 完了報告書

受託者は、本業務を完了したときは、速やかに当該委託業務の完了報告書及びその成果品を委託者に提出すること。また、受託者は前述の業務実施内容について報告書にとりまとめ、事業終了時に提出すること。作成した報告書は Windows10 以上に対応した Word 等ファイルで、事後にテキスト修正が可能な状態のデータを CD または DVD に保存し納品すること。なお、札幌市ホームページ等による広報に使用する場合がありますため、業務履行期間中、必要に応じてイラストや写真等のデータを提出すること。

デジタルデータは、adobe illustratorCC で加工できるものとする。

8 再委託

- (1) 本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、業務遂行上本業務の一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ委託者に申請すること。
- (2) 再委託を行うことが仕様書等の趣旨及び内容と照らし合わせ不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。

9 著作権等について

- (1) 受託者は、委託者に対し、本件契約に基づく成果物に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (3) 受託者は成果物について、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものでないことを保証する。なお、写真や文字等が受託者以外の者の著作物（以下「原著作物」という。）である場合には、原著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続きを行ったうえで本業務にあたることとし、原著作物の著作者等と委託者との間に著作権法等上の紛争が生じないようにする。
- (4) 当該成果物が第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続きに不備があった場合、その他受託者の責に帰する事由により原著作物の著作者等と委託者との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受託者が負うこととする。

10 情報の管理について

受託者は、「個人情報の保護に関する法律」及び「札幌市個人情報保護条例」を遵守して業務を行うこと。

11 業務上のその他の留意事項

- (1) 受託者は、契約締結後から業務開始までの間に、運営方法等について札幌市と十分に協議し、業務開始日から円滑に運営できるよう努めること。
- (2) 令和5年度以降の受託者変更後における業務の円滑な運営のため、業務内容等に関して引継ぎを行うこと。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮すること。また、新型コロナウイルス感染症の流行状況によって、当初の事業内容が困難となった場合には、代替事

業について、札幌市と協議すること。

12 環境への配慮について

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 業務に係る用品等は札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (5) 業務に係る従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。

13 その他

- (1) 受託者は本事業の実施に当たり、イベント等を実施した場合、参加者から費用を徴収してはならない。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、委託者である札幌市と連携を密にして作業を進め、疑義が生じた場合は、札幌市と受託者双方が協議をして、これを処理すること。また、札幌市から協議の要請があった際は、速やかに協議に応じること。
- (3) 本業務の遂行に当たり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者である札幌市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用しないこと。
- (4) 本業務の遂行に当たってクレームが発生した場合については、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、札幌市に報告すること。また、対応できないクレームについては、迅速に札幌市へ報告し対応を協議すること。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方が協議のうえ決定する。

14 留意事項

- (1) この仕様書に記載する業務は、委託者との協議の上行うこととし、必要に応じて事業責任者等の連絡先等を提示のうえ、関係機関との連携を図ること。
- (2) 本業務の履行に当たり、この仕様書に定めのない事項及びその内容に疑義が生じた事項については、速やかに札幌市と協議し、その指示に従って業務を行うこと。
- (3) 本業務の履行に当たり知り得た一切の事項について、外部への漏えいがないように注意すること。また、札幌市又は札幌市の関係者から提供を受けた資料等は、本

業務のみに使用するものとする。ただし第三者に提供する場合であらかじめ札幌市の承諾を得たものについては、この限りでない。

- (4) 受託者は、札幌市に対し、本件業務に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を譲渡するものとする。
- (5) 受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、札幌市又は札幌市が指定する第三者に対して行使しないものとする。本著作物の著作者が受託者以外のものであるときは、受託者は札幌市又は札幌市が指定する第三者に対して、本著作物に関する著作者人格権を行使されないよう適正に措置を講ずるものとする。
- (6) 受託者は、札幌市に対し、受託者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。
- (7) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (8) 本仕様書に定める事項のほか、個人情報保護等の関係法令及び札幌市契約規則を遵守すること。

15 問い合わせ先

〒060-0051 札幌市中央区南 1 条東 1 丁目 大通バスセンタービル 1 号館 3 階
札幌市子ども未来局 支援制度担当部 保育推進課 保育企画係 山吹、亀苔
TEL:011-211-2346 FAX:011-231-6221 E-mail:hoiku-suishin@city.sapporo.jp